

概要版

第7期

.....

京都市民長寿 すこやかプラン

京都市高齢者保健福祉計画
京都市介護保険事業計画
(2018年度～2020年度)



2018年3月



京都市
CITY OF KYOTO

「第7期京都市民長寿すこやかプラン」の策定に当たって

京都市長

門川 大作



「人生100年時代」を迎えようとしている今、長い人生をより充実したものとするため、個人や社会がどうあるべきかが大きく問われています。

そうした中で策定したこの「第7期京都市民長寿すこやかプラン」。市民の皆様お一人お一人が若いうちから健康づくりを習慣付けるとともに、高齢期を迎えても介護予防に主体的に取り組み、地域の担い手として活躍できる社会を目指します。さらに、医療と介護をはじめとする多職種や地域住民等との協働による、医療・介護・生活支援サービスが切れ目なく提供できる地域づくりを進めてまいります。

言うまでもなく、高齢者の皆様が長い人生の中で培ってこられた豊かな知識や経験は、京都のまちの大切な財産です。それらをいかして「人生100年時代」を明るく楽しく、健康に過ごしていただきたい。そして地域社会や若い世代にも活力を与え続けていただきたい。私の願いであり、多くの方の思いでもあります。

本市といたしましては、こうした思いをこめた本プランに基づき、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進、そして、全ての世代の皆様が笑顔で健やかに過ごせる「世界一健康長寿のまち・京都」の実現に、オール京都で力を尽くす決意です。皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本プランの策定に当たり多大な御尽力をいただきました京都市高齢者施策推進協議会委員の皆様、貴重な御意見や御提言をお寄せくださいました市民の皆様、並びに全ての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

2018年3月

目 次

第1章

はじめに >>> 1

- 1 プランの位置付け
- 2 プランの計画期間

第2章

高齢者を取り巻く状況 >>> 2

- 1 本市の総人口及び高齢化率等の推移と今後の推計
- 2 本市の一般世帯及び高齢者世帯数の推移と今後の推計
- 3 要支援・要介護認定者数の推移と今後の推計
- 4 認定率の推移と今後の推計
- 5 認知症高齢者数の推移と今後の推計
- 6 保険給付費の推移と今後の推計

第3章

第6期プランの取組状況 >>> 6

第4章

第7期プランの計画体系 >>> 7

- 1 2025年の高齢者の姿と目指すべき地域包括ケアの姿
- 2 第7期プラン策定にあたっての課題と方向性
- 3 基本理念、重点取組

第5章

第7期プランの重点取組ごとの主な施策・事業 >>> 11

第6章

介護サービス量及び事業費の推計 >>> 25

- 1 介護サービス量の推計
 - 2 保険給付費の見込み
 - 3 地域支援事業の事業量及び事業費の見込み
- 参考 第1号被保険者の介護保険料

1 プランの位置付け

「京都市民長寿すこやかプラン」は、本市における高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営を目的として、老人福祉法に策定が規定されている「高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）」と、介護保険法に策定が規定されている「介護保険事業計画」の2つの計画を一体的に策定するものです。

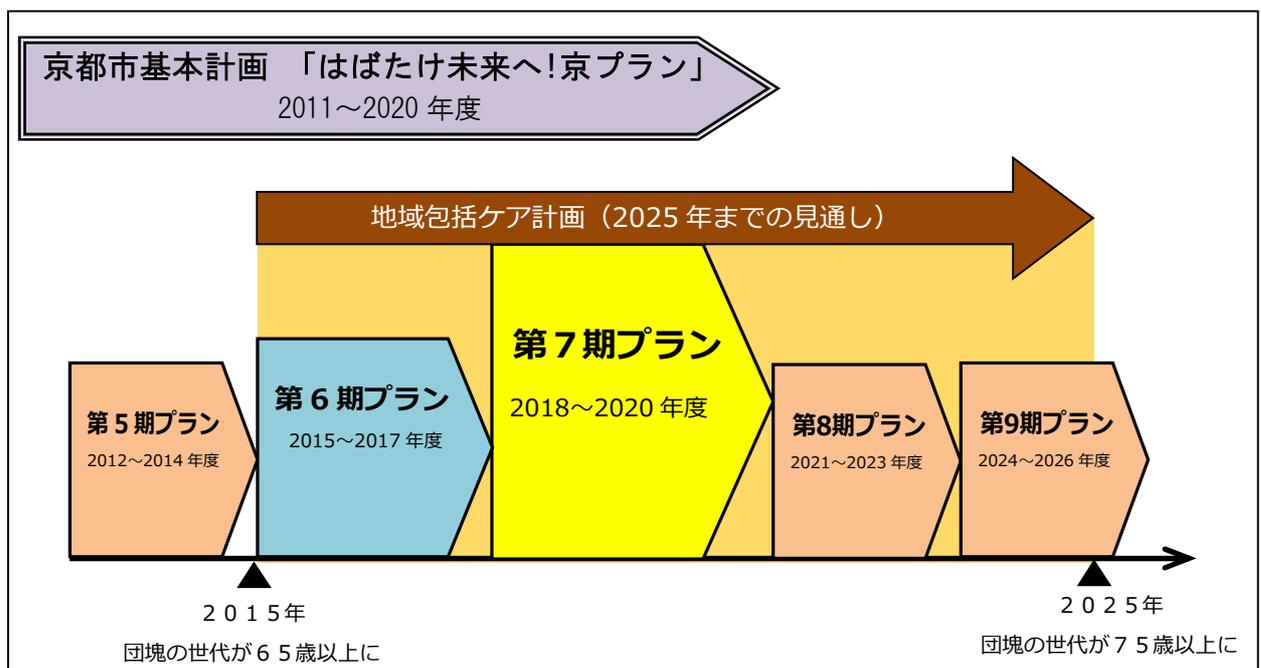
本市では、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想である「京都市基本構想」（2001年から25年間）の具体化のため、「京都市基本計画」（2011年から10年間）を策定し、持続可能でレジリエンス（しなやかな回復力）のある社会の実現に向けて取り組んでいます。「京都市民長寿すこやかプラン」は、「京都市基本計画」の分野別計画の一つとして策定し、関連する各分野別計画（健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン、京（みやこ）・地域福祉推進指針等）との十分な連携の下に、「健康長寿のまち・京都」の実現に向けて、プランに掲げた取組を推進していきます。

2 プランの計画期間

第7期プランの計画期間は、2018年度から2020年度までの3年間です。

「京都市民長寿すこやかプラン」は、第6期プランから「地域包括ケア計画」として位置付け、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めています。

引き続き、中長期的な視野に立って各施策を展開し、地域包括ケアシステムの深化・推進及び「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組を推進していきます。



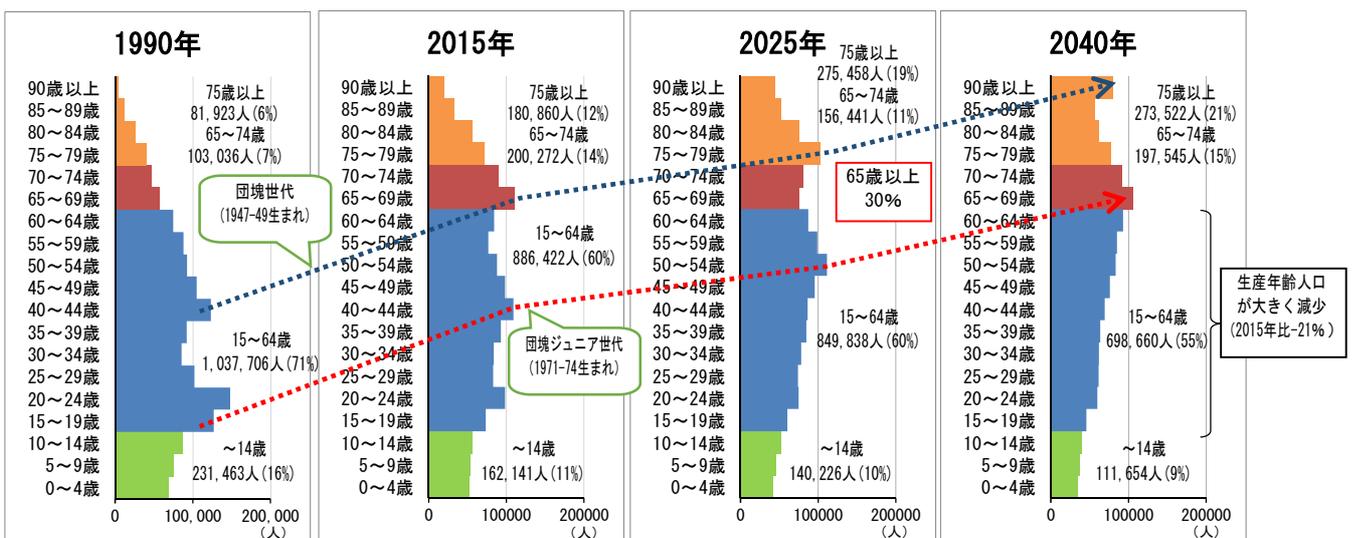
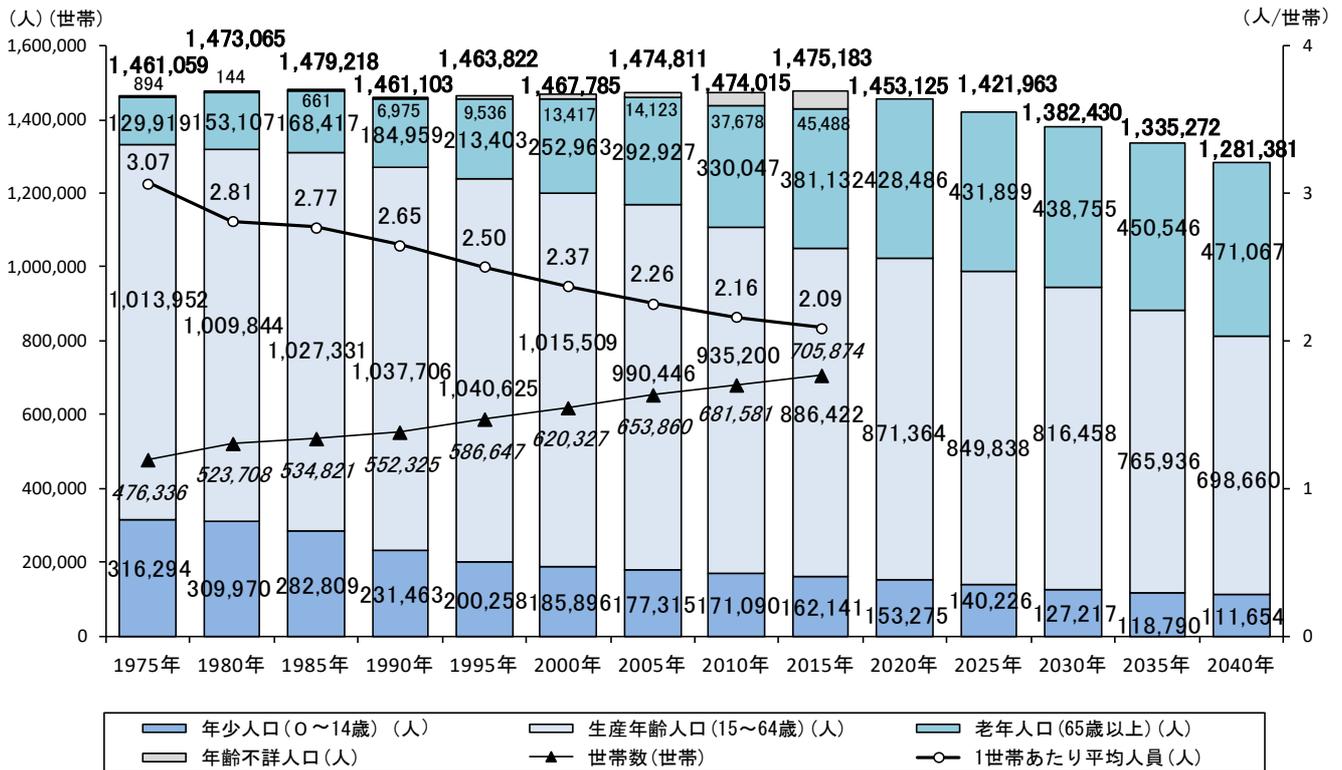
第2章

高齢者を取り巻く状況

1 本市の総人口及び高齢化率等の推移と今後の推計

本市の総人口は、2015年以降減少に転じていますが、高齢者人口は増加し続けます。

「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年には、高齢者人口が43万人、高齢化率が30%を超える見込みです。また、75歳以上の方の割合が上昇し、市民の5人に1人が後期高齢者となる見込みです。



資料：国勢調査（2015年まで）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2013年3月）」（2020年以降）

2 本市の一般世帯及び高齢者世帯数の推移と今後の推計

本市の一般世帯数及び高齢者世帯数の推移を見ると、「65歳以上の世帯員のいる一般世帯」は増加し続けており、2015年は255,859世帯、一般世帯数に占める割合は36.3%となっています。

「65歳以上の世帯員のいる一般世帯」の内訳の推移を見ると、「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」、「親と子のみの世帯」の増加が見られる一方、「三世帯世帯」は大幅に減少しています。

(世帯)

| | | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 | 2010年 | 2015年 |
|------------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一般世帯数 | | 546,157 | 579,369 | 610,665 | 641,455 | 680,634 | 705,142 |
| 65歳以上の世帯員のいる一般世帯 | 世帯数 | 135,264 | 153,209 | 178,731 | 201,924 | 224,635 | 255,859 |
| | 構成比 | 24.8% | 26.4% | 29.3% | 31.5% | 33.0% | 36.3% |
| 単身世帯 | 世帯数 | 29,616 | 37,737 | 51,198 | 60,714 | 70,738 | 86,310 |
| | 構成比 | 21.9% | 24.6% | 28.6% | 30.1% | 31.5% | 33.7% |
| 夫婦のみの世帯 | 世帯数 | 32,060 | 39,856 | 49,164 | 57,448 | 64,730 | 74,095 |
| | 構成比 | 23.7% | 26.0% | 27.5% | 28.5% | 28.8% | 29.0% |
| 親と子のみの世帯 | 世帯数 | 24,284 | 29,351 | 36,571 | 45,144 | 54,124 | 63,745 |
| | 構成比 | 18.0% | 19.2% | 20.5% | 22.4% | 24.1% | 24.9% |
| 三世帯世帯 | 世帯数 | 33,791 | 30,105 | 24,855 | 26,337 | 22,046 | 19,325 |
| | 構成比 | 25.0% | 19.6% | 13.9% | 13.0% | 9.8% | 7.6% |
| その他の世帯 | 世帯数 | 15,513 | 16,160 | 16,943 | 12,281 | 12,997 | 12,384 |
| | 構成比 | 11.5% | 10.5% | 9.5% | 6.1% | 5.8% | 4.8% |
| 1世帯当たり平均人員 | | 2.62人 | 2.47人 | 2.34人 | 2.24人 | 2.13人 | 2.05人 |

資料：国勢調査

■ 本市におけるひとり暮らし高齢者世帯数の推移

2015年から2025年にかけて、本市におけるひとり暮らし高齢者世帯数は、8万6千世帯から11万1千世帯へと、28.6%増加すると推計されています。

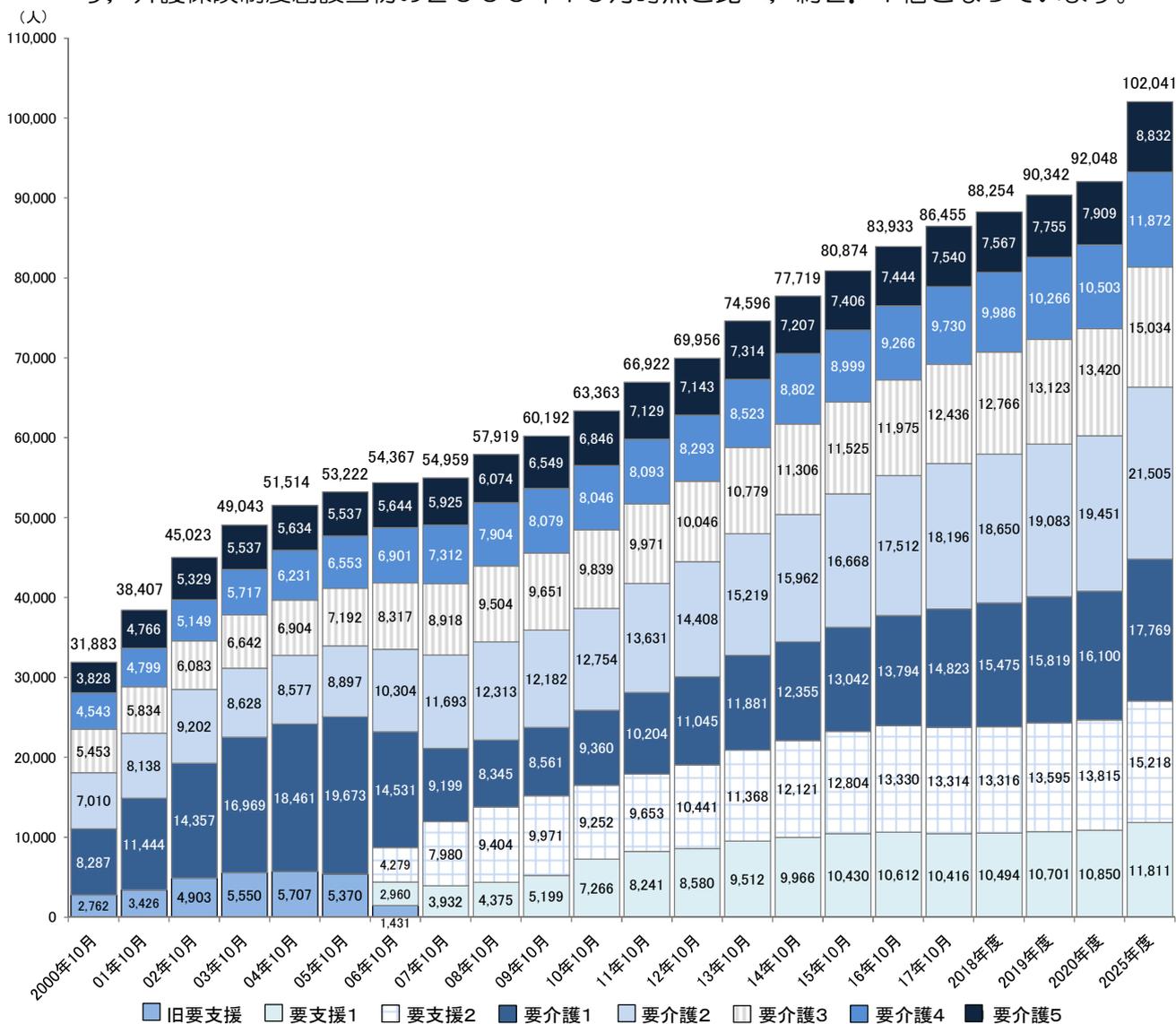
| | 2015年 | 2025年 | 増加数(増加率) |
|-----|----------|----------|---------------|
| 京都市 | 8万6千世帯 | 11万1千世帯 | 2万5千世帯(28.6%) |
| 全国 | 592万7千世帯 | 700万7千世帯 | 108万世帯(18.2%) |

資料：京都市：2015年は国勢調査、2025年は国勢調査を基に京都市保健福祉局介護ケア推進課において推計

全国：2015年は国勢調査、2025年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(2014年4月)」

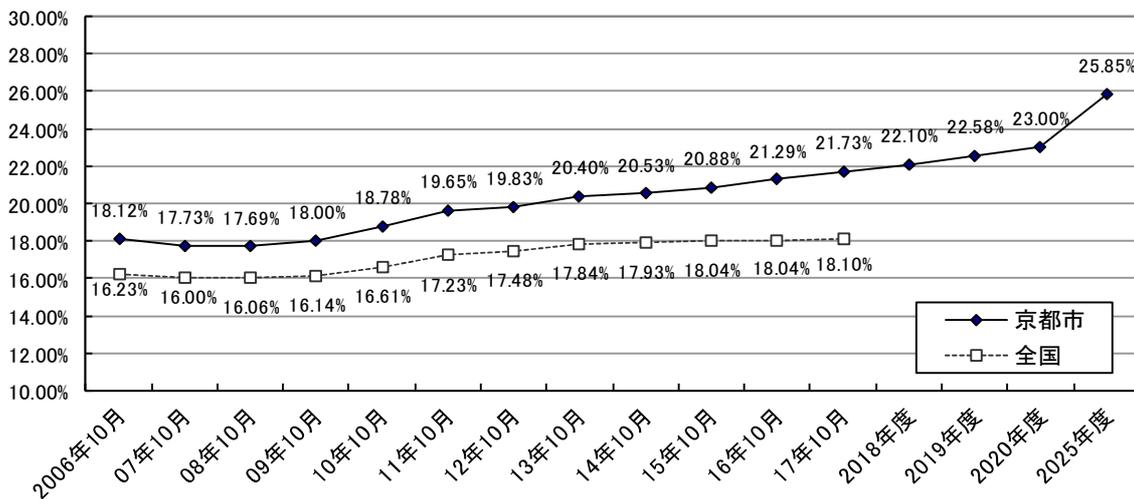
3 要支援・要介護認定者数の推移と今後の推計

本市の要支援・要介護認定者数は、2017年10月現在で86,455人となっており、介護保険制度創設当初の2000年10月時点と比べ、約2.7倍となっています。



4 認定率の推移と今後の推計

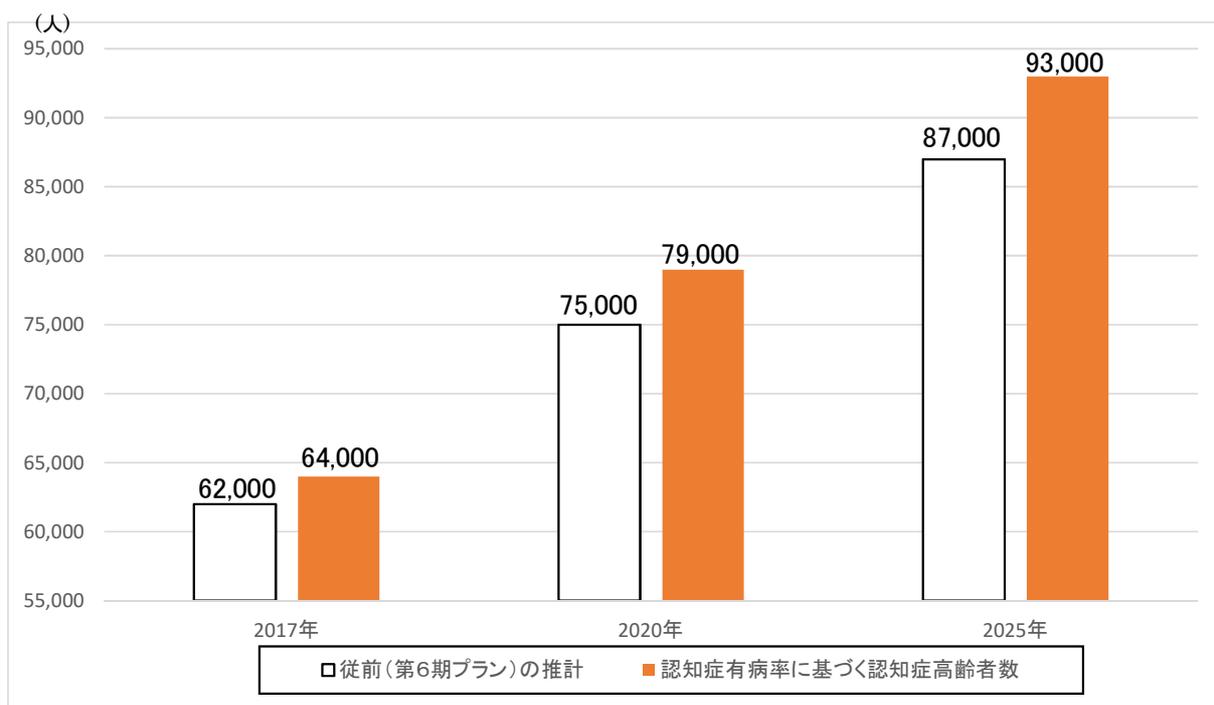
第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合である認定率は、2017年10月現在で、21.73%となっています。



5 認知症高齢者数の推移と今後の推計

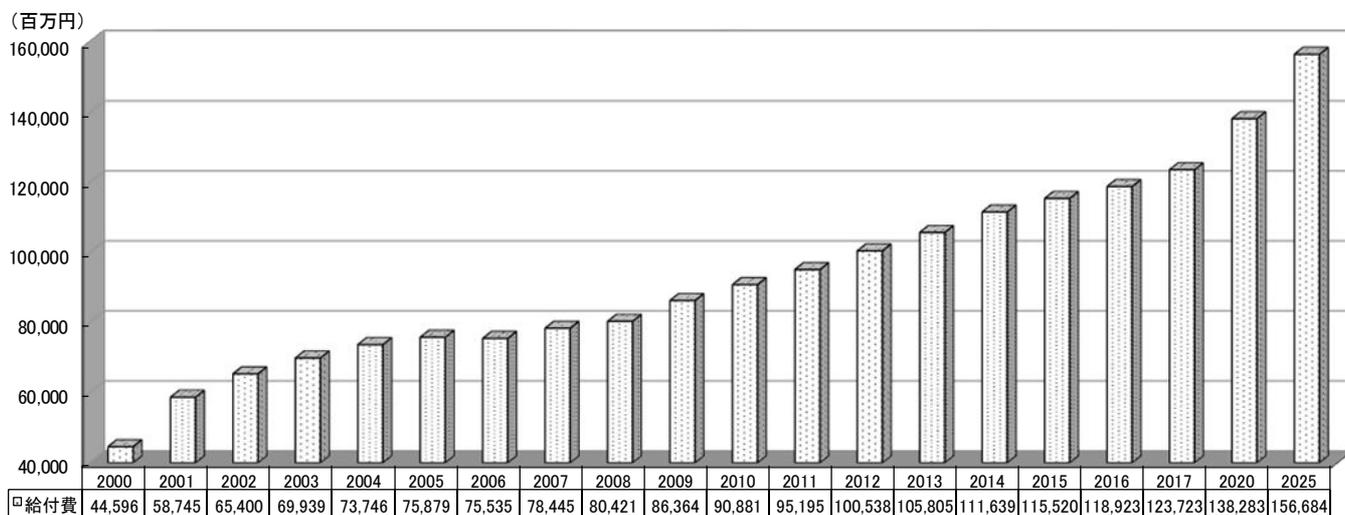
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（2014年度厚生労働科学特別研究事業）」による高齢者の年齢別認知症有病率（※）に基づく試算では、2025年の本市における認知症高齢者数は約93,000人と推計されます。これは、日常生活圏域76地域（概ね中学校区）当たり換算すると、約1,200人となります。

※ 認知症高齢者数の推計は、男女別に、5歳ごとの年齢階級別に推定された認知症有病率を用いています。（糖尿病等の影響により有病率が変化する推計に使用する有病率で算定しています。）



6 保険給付費の推移と今後の推計

本市の2016年度の保険給付費実績は、118,923百万円となっており、2000年度と比べ、約2.7倍となっています。



※ 2016年度までは実績額、2017年度以降は見込額

第6期プランに掲げた167の施策・事業（うち、新規36項目、充実18項目）の全てに着手し、計画の推進を図ってきました。重点課題ごとの取組状況は、次のとおりです。

**重点取組
1****高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりの推進**

医療、介護等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである「地域ケア会議」を軸に、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に取り組むとともに、認知症初期集中支援チームの設置をはじめとした認知症の早期発見・早期相談・早期診断に向けた取組、認知症の方とその家族を支える取組等、増加する認知症高齢者に対応する取組を積極的に進めてきました。

**重点取組
2****生きがいづくりと健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進**

高齢者の生きがいづくりと健康づくり・介護予防にも役立てていただく取組を進めてきました。その一環として、総合事業の開始に合わせて、元気な高齢者をはじめとする地域住民が、地域社会の幅広い支え手として活躍できるための仕組みづくりを進めてきました。

また、健康寿命を平均寿命に近づけるよう、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、健康教室や介護予防に資する運動教室等に取り組みました。

**重点取組
3****切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの推進**

医療・介護の連携を更に進めるため、在宅医療・介護連携支援センターの設置をはじめとする在宅療養支援等の取組を進めました。

また、「小規模多機能型居宅介護」等の要介護高齢者の在宅生活を支えるための居宅系サービスをはじめとした介護基盤の整備を進めました。

**重点取組
4****安心して暮らせる住まい・環境づくりの推進**

高齢者のニーズに応じた住まいが安定的に供給されるよう、高齢者すまい・生活支援モデル事業の実施やサービス付き高齢者向け住宅等における適切なサービス提供のための指導の拡充など、高齢者が安心して暮らせる住まい・環境づくりに取り組みました。

「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、第7期プランにおいても、第6期プランにおける「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を継承し、既存事業を見直すとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進及び「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組を推進していきます。

1 2025年の高齢者の姿と目指すべき地域包括ケアの姿

(1) 2025年の高齢者の姿

- 高齢化率が30%を超える見込みです。
- 後期高齢者の割合が上昇し、市民の5人に1人が後期高齢者となる見込みです。
- ひとり暮らし高齢者世帯の増加が見込まれます。
- 要支援・要介護認定者数は約15,000人増加し、10万人を超える見込みです。
- 認知症高齢者が増加し、約93,000人となる見込みです。

(2) 2025年の目指すべき地域包括ケアの姿

- 市民一人ひとりが、若いときから健康づくりの習慣を持ち、高齢期になっても介護予防に主体的に取り組み、趣味や特技等を通じて地域社会と積極的に交流している。
- 高齢者をはじめとした地域住民が、地域での様々な活動の担い手として活躍し、高齢者や子ども・若者への支援など、地域の実情に応じた地域の支え合いの仕組みづくりができています。
- 地域において、高齢者の生活のニーズにあった住まいが提供されるとともに、適切な介護サービスの利用により、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができています。
- 医療と介護をはじめとする多職種や地域住民、NPO等との協働により、医療・介護・生活支援サービスが一体的に提供できる体制が構築され、支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で最後まで自分らしい生活を送ることができています。

2 第7期プラン策定にあたっての課題と方向性

本市では、住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、地域団体が中心となって培われてきた地域力をいかし、市内61箇所の高齢サポート（地域包括支援センター）を中核として、学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいるところです。

今後とも、本市ならではの地域力をいかし、地域住民や医療、介護をはじめとする関係団体と行政が一体となって、地域ぐるみで健康づくり、介護予防に取り組むとともに、身近な地域単位で高齢者の暮らしを支援していく必要があります。

第7期プランにおいては、こうした考えのもと、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる「健康長寿のまち・京都」を実現するために、次の課題意識を持ち、市民の皆様や関係団体との協働により取組を進めます。

高齢者が可能な限り健康で自立した生活を継続できる環境づくり

本市では、健康寿命を延伸し、平均寿命に近づけるよう、健康づくりや介護予防に取り組んでいます。今後とも、高齢者が可能な限り健康で自立した高齢期を過ごしていただけるよう、自主的な健康づくりや社会参加のきっかけづくり、介護予防の普及啓発等に取り組んでいきます。

また、高齢者の自立支援や重度化防止を進めていくに当たっては、一人ひとりの状態に応じたサービスが提供できるよう適切なケアマネジメントが大切です。今後、自立支援や重度化防止に効果の高いケアマネジメントのノウハウを、リハビリテーション専門職を含む多職種医療・介護関係者の参画を得て実施するケアマネジメント支援会議により蓄積するとともに、このノウハウを全ての高齢サポートやケアマネジャーと共有し、その広がりや質の向上を図っていきます。



元気な高齢者をはじめとする地域住民が新たな支え手となる仕組みづくり

元気な高齢者が、支援を必要とされる高齢者や、子ども・若者支援の担い手となり、地域社会に貢献していくことは、高齢者ご自身の生きがいや自立した生活につながっていくとともに、世代を超えた交流によって地域力や地域の絆を深めていく大事な取組です。

地域で把握したニーズ等について、地域支え合い活動創出コーディネーターを中心に、区の関係機関の参画を得て開催する「地域支え合い活動調整会議」において情報共有や連携を図り、地域貢献を希望される高齢者等の活動の場の創出や活動支援に結びつけ、生活支援サービスの更なる充実を図っていきます。



認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等が地域で暮らし続けられる支援の充実

高齢化が進展する中、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、要援護高齢者への支援を充実していく必要があります。

本市では、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターの設置等を通じて、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図るとともに、認知症サポーターの養成をはじめ様々な機会を捉えて認知症に対する正しい理解を更に広げていくこと等を通じて、地域ぐるみで認知症の方と家族を支える取組を総合的に進めます。

また、ひとり暮らし高齢者の方等が安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等との連携を通じて、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくりを一層進めるほか、地域ケア会議での協議を通じて地域課題の把握と対応に努めるとともに、地域の支え合いでは実施が困難な日常生活に関する課題（ひとり暮らしの高齢者等が遺された家財の整理を支援するサービスなど）への対応については、全市的な仕組みづくりを進めます。

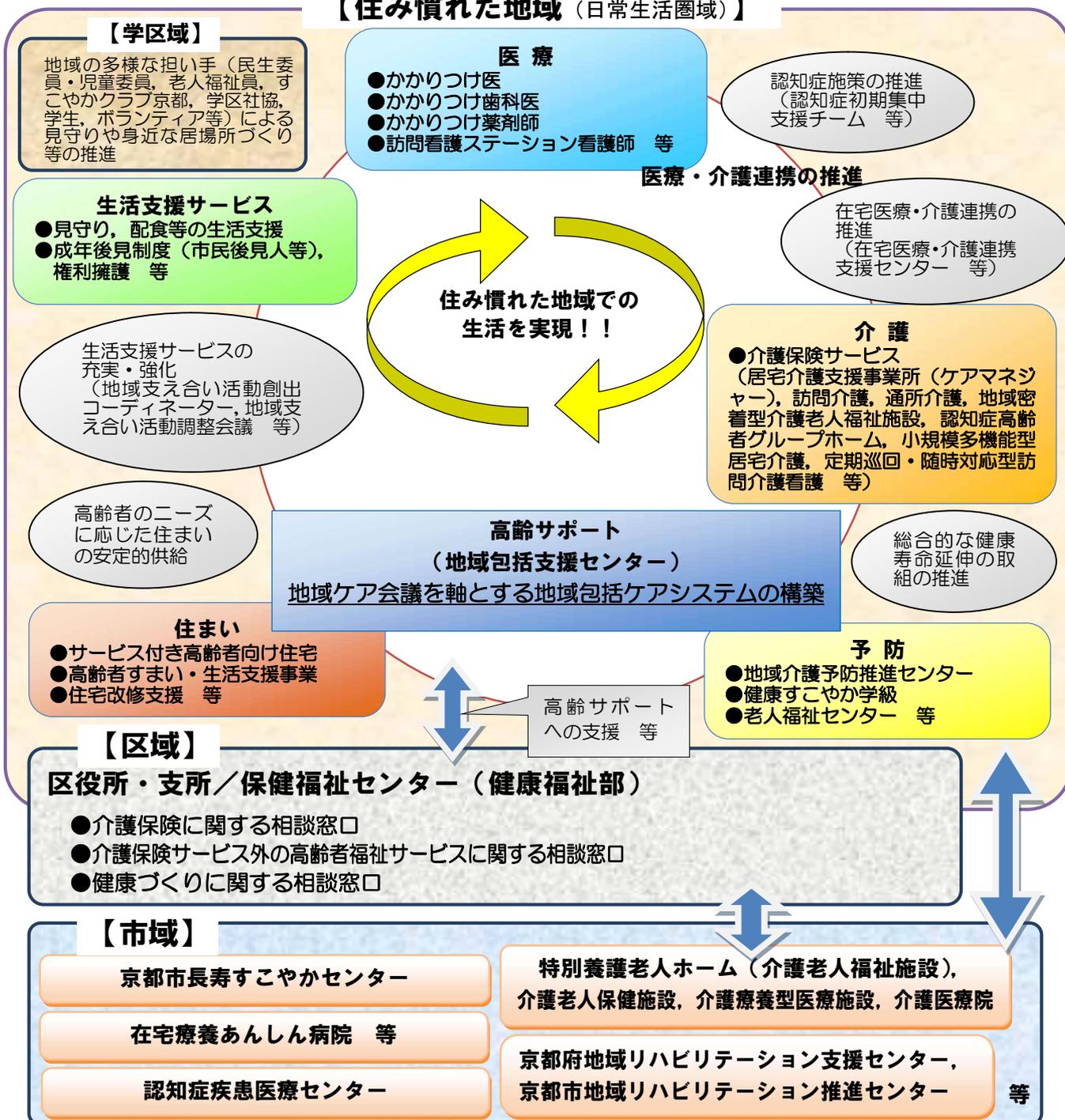
切れ目のない医療・介護・生活支援サービスの提供体制づくり

高齢者のその人らしい人生を支援していくためには、医療・介護をはじめとする多職種の協働により、最適な医療や介護を提供していくことが求められています。このため、地域ケア会議等により医療・介護の連携を更に進めていくとともに、在宅医療・介護連携支援センター等を通じて在宅療養支援の取組を推進します。

また、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、中重度者の在宅生活を支える24時間対応型の在宅サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護等）や、在宅での生活が困難な重度の要介護者を支える、地域に根差した小規模な施設・居住系サービスを重点的に整備するなど、身近な地域における介護サービス基盤の充実を進めるとともに、これらのサービスを支える担い手の確保・育成等に向けた取組を進めます。

【京都市版地域包括ケアシステムのイメージ】

【住み慣れた地域（日常生活圏域）】



第7期プランの基本理念については、2010年12月策定の「京都市基本計画（はばたけ未来へ！京プラン）」（2011年度～2020年度）の高齢者福祉分野における理念を踏まえ、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて設定した第6期プランの基本理念を継承しつつ、高齢者をはじめとした地域住民が地域での様々な活動の担い手として活躍するという視点を明確化して、次のとおり設定しました。

基本理念

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなで作る

基本理念を実現するため、次の4つの重点取組を掲げ、施策・事業を総合的に推進します。

【重点取組1】健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

- 1 健康づくり・介護予防の取組の推進
- 2 就労支援・担い手づくりと社会参加の推進

【重点取組2】地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

- 1 地域で支え合う体制の構築と意識の共有
- 2 認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくり

【重点取組3】安心して暮らせる住まい環境の確保と介護サービス等の充実

- 1 安心して暮らせる住まい環境づくりの推進
- 2 介護サービス等の充実
- 3 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成

【重点取組4】切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの提供体制の強化

- 1 地域での支援ネットワークの強化
- 2 医療と介護の連携強化

重点取組 1

健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

《取組方針》

- 京都の先人たちによって培われ、受け継がれてきた地域力、文化力をいかして、近年、関心が高まりつつある「フレイル（※）対策」を含む、健康づくり・介護予防の取組を推進し、健康寿命の延伸につなげます。
- ※ 「フレイル」とは、日本老年医学会が提唱している概念で、日常生活上で自立した健康な方が要介護状態に至る間に、心身の活力が弱ってきた状態です。この状態の方は、適切な対応により健康な方向へ戻すことができることから、こうした状態の方へのアプローチ、対策が重要となります。
- 適切な介護予防ケアマネジメントを通して、高齢者の状態に応じた介護予防の取組を支援します。
- 「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、京都のまちの日常生活にある地域や人とのつながりの中で、市民一人ひとりが笑顔で主体的に楽しみながら健康づくりに取り組むとともに、社会や地域全体で健康づくりに取り組んでいく環境づくりを推進します。
- 高齢者が培ってきた知恵や経験、能力をいかし、地域社会の幅広い支え手として活躍できるよう支援し、健康寿命の延伸につなげます。

1 健康づくり・介護予防の取組の推進

《主な施策・事業》

- 《新規》・《充実》の記載について
 - 《新規》…第7期プラン計画期間中に、新たに取り組む施策・事業
 - 《充実》…第6期プラン計画期間までに取り組み始めた施策・事業のうち、第7期プラン計画期間中に取組内容を充実させる施策・事業
- ※ 以降の項目においても、上記の区分に従って記載

(1) 介護予防の取組の推進

- 地域介護予防推進センター等による地域における自主的な介護予防の取組への支援《充実》
- 地域における身近な通いの場（健康長寿サロン、公園体操、運動を目的とした自主グループ等）の拡充に向けた、立ち上げ支援、運営支援及び情報発信の推進《充実》
- リハビリテーション専門職による地域における介護予防活動等への支援の推進《新規》
- 高齢サポートにおける介護予防ケアマネジメントの実施
- 多職種連携によるケアマネジメント支援の充実《充実》
- 生活習慣病の重症化予防と介護予防の連携促進《新規》
- 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの円滑な実施
- 介護予防・日常生活支援総合事業の評価の実施
- 地域介護予防推進センター等におけるフレイル対策を含む介護予防の普及・啓発
- 保健福祉センター、地域介護予防推進センター、その他関係機関による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等に関するフレイル対策を含む介護予防のための教室や相談等の実施

【数値目標】

| 目標指標 | 2017年度（7月末） | 2020年度 |
|----------|-------------|--------|
| 通いの場の箇所数 | 804箇所 | 950箇所※ |

※ 健康長寿サロン及び介護予防活動を行う自主グループについて、それぞれ元学区に概ね2箇所の設置を目標とする。これに、健康づくりサポーターの活動等の上記以外の通いの場を加えた950箇所を2020年度の目標とする。

| 目標指標 | 2017年度 | 2020年度 |
|---------------------------------|--------|--------|
| スポーツ関係のグループやクラブに週1回以上参加している方の割合 | 15.6%※ | 上昇 |

※ 2016年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

| 目標指標 | 2017年度 | 2020年度 |
|---------------------------------------|--------|--------------------|
| 介護予防ケアマネジメントリーダー養成研修修了者を配置している高齢サポート数 | 14箇所 | 61箇所※ ¹ |
| ケアプランの事例検討を月1回以上実施している高齢サポート数 | — 箇所 | 38箇所※ ² |

※¹ 2018年度24箇所（累計38箇所）、2019年度23箇所（累計61箇所：市内全高齢サポート）

※² 介護予防ケアマネジメントリーダー養成研修修了者が、修了年度の翌年度のフォローアップ研修を経て事例検討を順次開催し、修了年度の翌々年度から事例検討を定期的で開催することを想定している。

| 目標指標 | 2017年度（9月末） | 2020年度 |
|---------------------------------|-------------|------------------------|
| 認定率（第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合） | 21.73% | 2020年の推計値（23.00%）を下回る。 |

《主要項目の解説》

多職種連携によるケアマネジメント支援の充実

自立支援、疾病の重症化予防、介護予防につなげるためには、ケアマネジメントが重要です。また、ケアマネジメントを行うにあたり、個別性を尊重し、サービスの多様化に対応するには、より広い視野と専門性が求められます。このため、ケアマネジメント支援において、多職種の専門職（社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師、リハビリテーション専門職等）による多角的な意見交換が行えるよう、医療・介護関係者の参画を得て、要支援者に対するケアプランの事例検討に取り組み、ケアマネジメントの質の向上に取り組みます。

介護が必要になった要因は？（2016年度すこやかアンケート調査より）

| | 運動器機能等の低下 | | | | 生活習慣病等 | | | | その他 | | | | |
|-----|-----------|-------|------|------|--------|------|------|------|---------|---------|-------|-------|---------|
| | 高齢による衰弱 | 骨折・転倒 | 関節疾患 | 脊椎損傷 | 心臓病 | 糖尿病 | 脳卒中 | 腎疾患 | 視覚・聴覚障害 | がん | 呼吸器疾患 | 認知症 | パーキンソン病 |
| 要支援 | 17.2% | 12.9% | 8.4% | 7.6% | 10.8% | 9.1% | 8.6% | 1.8% | 6.3% | 5.4% | 5.2% | 4.3% | 2.4% |
| | 46.1% | | | | 30.2% | | | | 23.6% | | | | |
| | 高齢による衰弱 | 骨折・転倒 | 関節疾患 | 脊椎損傷 | 脳卒中 | 糖尿病 | 心臓病 | 腎疾患 | 認知症 | 視覚・聴覚障害 | がん | 呼吸器疾患 | パーキンソン病 |
| 要介護 | 13.9% | 13.0% | 6.7% | 4.8% | 16.1% | 7.8% | 7.8% | 2.0% | 10.3% | 5.0% | 4.7% | 4.3% | 3.6% |
| | 38.5% | | | | 33.7% | | | | 27.9% | | | | |

介護が必要になった要因として、運動器機能の低下や生活習慣病に関するものが多くなっています。一方で、高齢になっても、適切な運動を行うことで、筋力を維持・向上させることは可能です。介護が必要な状態にならないよう、運動を積極的に行ったり、外出の機会を確保するとともに、バランスの取れた食事、お口の手入れ等、生活習慣病の予防に取り組むことが大切です。

また、身近な地域に通いの場があることが、地域の顔なじみの関係の中での主体的で継続的な運動や外出につながることから、地域支え合い活動創出コーディネーター、地域介護予防推進センター、高齢サポート等による立ち上げ支援、運営支援、情報発信等を通じて広く通いの場の充実を進め、運動器機能の向上を図ります。併せて、ケアマネジメントの質の向上に取り組み、栄養や口腔の視点も含めた自立支援を行います。これらの取組の結果として認定率の伸びの抑制を図ります。

(2) 健康づくりの取組の推進

- 健康長寿のまち・京都市民会議と連携した市民ぐるみの健康づくりの取組の推進《充実》
- 保健福祉センターによる地域における健康づくりへの支援《充実》
- 健康長寿のまち・京都 いきいきポイントの推進《充実》
- 健康長寿のまち・京都いきいきアプリの活用促進《充実》
- みんなの健康づくり表彰制度（仮称）の創設《新規》
- フレイル対策の観点からの健康づくりの取組《新規》
- ロコモティブシンドローム予防などの推進
- 口腔機能の低下予防及びオーラルフレイル対策の推進《新規》
- 誤嚥性肺炎などの疾病予防や生活の質の向上につながる口腔ケアの推進
- 保健福祉センター等における健康づくりサポーター等の育成の推進
- 地域での食育活動を推進する食育指導員の養成及び活動支援
- がん検診等の各種健診の実施
- 後期高齢者歯科健康診査の実施《新規》
- 特定健康診査・後期高齢者健康診査の実施
- 高齢者のこころのケアの推進

- インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の実施
- 健康長寿のための公園づくり（健康遊具の設置）の推進
- 健康寿命の延伸に向けた新産業の創出（健康寿命の延伸に資する製品開発等の支援）

《主要項目の解説》

口腔機能の低下予防及びオーラルフレイル対策の推進

フレイル(全身の虚弱)対策の一環として、口腔機能(噛む、飲み込むなど)の重要性及びオーラルフレイル(口腔機能の虚弱)の普及啓発を図るとともに、後期高齢者歯科健診事業と連携し、オーラルフレイルの早期発見と対策の促進に取り組みます。

※ 「オーラルフレイル(口腔機能の虚弱)」が起こると、食べることなどの機能が低下し、「フレイル(全身の虚弱)」につながることから、早期の対策が重要です。

2 就労支援・担い手づくりと社会参加の推進

《主な施策・事業》

(1) 就労支援・担い手づくりの推進

- シルバー人材センター事業の推進
- 支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施及び研修修了者への支援
- 地域支え合い活動入門講座の実施
- 地域支え合い活動創出コーディネーターによる担い手支援

【数値目標】

| 目標指標 | 2017年度 | 2020年度 |
|------------------------|--------|--------|
| ボランティアのグループに参加している方の割合 | 13.5%* | 上昇 |

※ 2016年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

| 目標指標 | 2017年度(2月末) | 2020年度 |
|-------------------------------|-------------|----------|
| 支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者数(累計)*1 | 787人 | 1,300人*2 |

※1 2015年度京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業における担い手養成講座の修了者数を含む(2015年度からの累計値)。

※2 2017年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

| 目標指標 | 2017年度(2月末) | 2020年度 |
|----------------------|-------------|---------|
| 地域支え合い活動入門講座修了者数(累計) | 670人 | 1,150人* |

※ 2016年度からの累計値。2017年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

《主要項目の解説》

支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施及び研修修了者への支援

総合事業における支え合い型ヘルプサービスの充実に向け、引き続き、従事者養成研修に取り組むとともに、指定事業所による研修修了者への説明会の開催等を通じて、研修修了者の事業所への円滑な従事を支援します。また、従事者同士の定期的な情報交換を開催している事業所や、従事者の知識や技術の向上に向けた研修に取り組む事業所の事例紹介等を通じて、事業所における従事者支援の取組を促します。これらの取組により、サービスの質の確保を図り、利用促進につなげます。さらに、意欲のある方については、訪問介護員等の専門的な資格を取得していただけるよう、研修修了者への情報提供等を通じた支援に取り組みます。

《主要項目の解説》

地域支え合い活動入門講座の実施

地域全体で多様な生活支援サービス等の提供体制の推進を図るため、各区・支所単位でボランティア等の社会活動や高齢者の生活支援に関する基本的知識を学ぶ講座を開催し、高齢者をはじめとする市民の社会参加への興味・関心を高め、実際に活動を始められるよう支援を行います。

(2) 社会参加の取組の推進

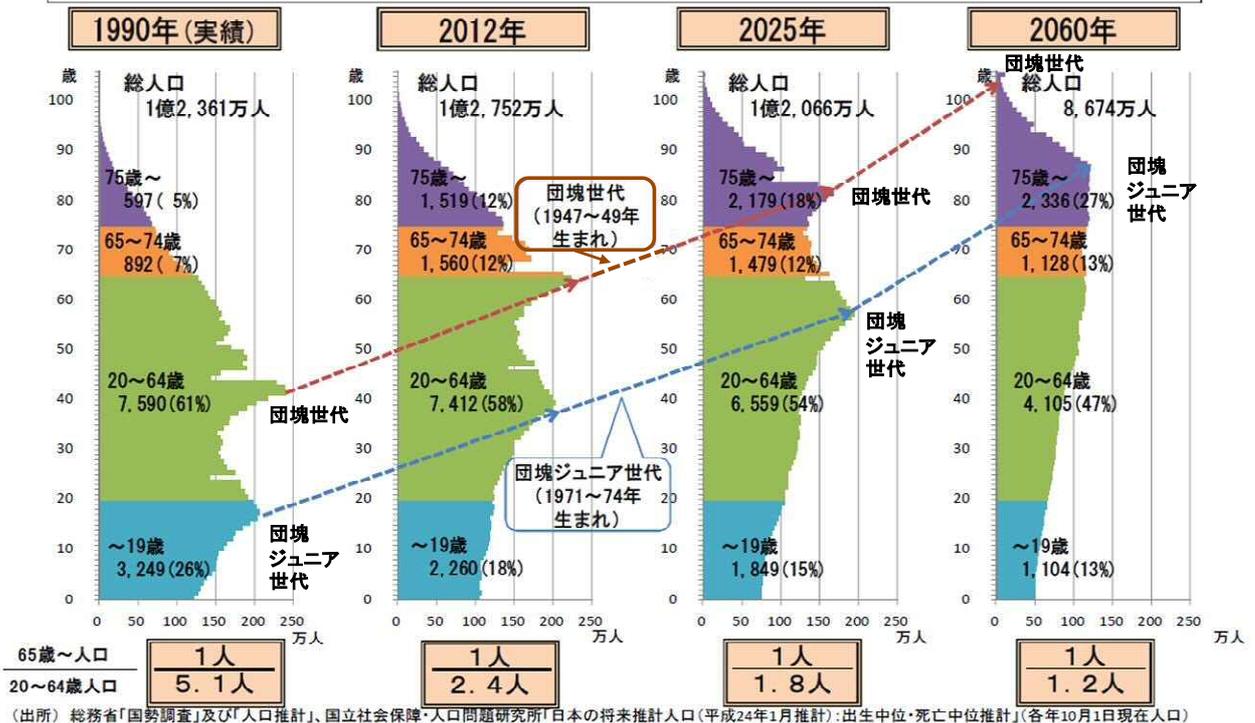
- 市民すこやかフェアの開催、全国健康福祉祭(ねんりんピック)への代表団派遣、敬老乗車証の交付等による高齢者の社会参加促進に向けた事業の実施
- ICカード化を前提とする新たな敬老乗車証の制度構築
- 老人福祉センター、健康すこやか学級等の運営による身近な地域での活動等の場の提供
- 高齢者の趣味活動に関するサークルの活動支援と情報提供
- すこやかクラブ京都の三大運動(健康づくり・介護予防活動、在宅福祉を支える友愛活動、奉仕活動)等の推進
- すこやかクラブ京都の活性化《充実》

コラム

今後の人口ピラミッドの変化と対応について

人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

○日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.4人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定



2025年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となります。今後、少子高齢化が進むと、医療や介護を必要とする高齢者がますます増加する一方で、そうした高齢者を支える64歳以下の世代は減少し、医療や介護の担い手が不足することが見込まれています。このため、高齢者の皆様に住み慣れた地域で長く暮らしていただくためには、生活支援や介護予防を充実させるとともに、支え合いの体制づくりを進める必要があります。元気な高齢者が生活支援等の担い手となり、社会参加することは、ご自身の生きがいや介護予防にもつながります。いきいきと活躍されている方の実例をまとめ、周知するほか、興味のある方が担い手としての活動に参加いただけるよう支援することなどを通じて、支えられる側ではなく、支える側になっていただくことができる取組を推進していきます。

《取組方針》

- 地域のすべての関係者が「我が事」として、生活課題に「丸ごと」対応できる地域づくり、包括的な支援体制づくりに向けた意識の共有を進めます。
- 地域ニーズや資源の状況を十分に把握するとともに、目指す地域の姿や方針を地域の関係者で共有し、地域での支え合い活動を含む新たなサービスの創出について検討することを通じて、支え合う地域づくりへの共通の意識を醸成します。
- 地域における見守り体制の構築を推進します。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進をはじめとした権利擁護の取組を進めます。
- もしものとき、あるいは亡くなった後のことについて、あらかじめ自分ごととして専門家や家族等と一緒に考え・共有し・備える「人生の終い支度」の普及・啓発を推進します。

1 地域で支え合う体制の構築と意識の共有

《主な施策・事業》

(1) 地域における日常生活支援の充実

- 地域支え合い活動創出コーディネーターの活動や地域支え合い活動調整会議での協議等による、地域特性や地域課題に応じた多様な主体による生活支援サービス（移動販売、サロンの設置等）の創出
- 地域支え合い活動創出コーディネーターによる生活支援ニーズと地域資源とのマッチングの推進
- 「健康長寿支え合いネット」の運営等による生活支援サービスの情報提供

【数値目標】

| 目標指標 | 2017年度（1月末） | 2020年度 |
|----------------------|-------------|--------|
| 地域支え合い活動調整会議実施回数（累計） | 111回 | 742回※ |

※ 2016年度からの累計値。2017年度末の見込値から加えて、各区・支所単位で年13回の開催を目標とする。

コラム

生活支援サービス創出事例について～買物支援（移動販売）の実現～

「近隣のスーパーが無くなり、遠方へ出かけることができない高齢者が買物に困っている。」地域ケア会議の場で相談を受けた「地域支え合い活動創出コーディネーター」が解決に乗り出しました。「地域支え合い活動調整会議」の開催を通じて、地域住民の話を聴き、移動販売サービスを誘致しようと、必要な場所の確保等について、地域団体との協議や業者との交渉を続けました。約半年間の協議の後、新たに移動販売サービスが誕生し、今では移動販売に地域の人が集まり、井戸端会議の場（通いの場）にもなっています。

(2) 地域での相談・見守り体制の充実

- 高齢サポートによるひとり暮らし高齢者全戸訪問事業の推進
- 地域における見守り体制の充実
- 民生委員・児童委員，老人福祉員，社会福祉協議会等による相談活動の推進
- 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施
- 地域あんしん支援員による支援の推進
- 不良な生活環境を解消するための支援
- 福祉ボランティア活動への支援による福祉の担い手としての市民参加の促進
- 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- 長寿すこやかセンター等による家族介護者が集まって交流や情報交換をする場の情報提供
- 様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供
- 避難行動要支援者名簿の活用による災害時の避難支援体制の確保
- 防火・防災・救急に関する研修による安心アドバイザーの養成

(3) 世代を超えて支え合う意識の共有

- 市民すこやかフェアをはじめとする各種イベント等における世代を超えた交流機会の拡大
- 世代を超えて交流を図るネットワークづくりの促進
- 福祉教育・ボランティア学習の推進
- 敬老記念品贈呈事業の実施

2 認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくり

《主な施策・事業》

(1) 権利擁護の推進

- 地域の支え合いでは実施が困難な日常生活に関する課題に対応する施策の検討（家財整理等）《新規》
- 長寿すこやかセンター等による「人生の終い支度」に関する知識の普及・啓発の促進《充実》
- 権利擁護に関する制度の周知・広報及び相談事業の推進
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応など区役所・支所と高齢サポートを中心とした関係機関の連携・協力によるチーム対応
- 成年後見支援センターにおける成年後見制度の普及・啓発及び市民後見人の養成
- 成年後見制度利用促進計画の策定《新規》
- 日常生活自立支援事業の推進
- 虐待に関する周知・啓発，研修会等の実施
- 虐待等の緊急時に一時的避難ができる場所の確保

【数値目標】

| 目標指標 | 2017年度（2月末） | 2020年度 |
|----------------------|-------------|---------|
| 成年後見支援センターへの相談件数（累計） | 4,760件 | 7,673件※ |

※ 2012年度からの累計値。2017年度末の見込値から加えて、単年度件数の毎年度3%増加を目標とする。

(2) 認知症の方を地域で見守る施策の推進

- 認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発 《充実》
- 認知症高齢者の行方不明対応の仕組みの運用
- 長寿すこやかセンター等による認知症に関する相談事業の推進
- 認知症の方の介護者への支援の推進
- 市民のための認知症をはじめとした介護講座の実施
- 認知症カフェの設置促進 《充実》
- 京都市版認知症ケアパスの普及・啓発
- 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の実施
- 認知症医療体制の整備 《充実》
- 認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関の連携の推進 《充実》
- 市内への認知症疾患医療センター（地域型）の設置 《新規》
- 認知症初期集中支援チームの設置など認知症の初期段階での対応 《充実》
- 若年性認知症施策の推進
- 保健福祉センター保健師・高齢ケースワーカーによる認知症の方がいる世帯への訪問支援の実施

【数値目標】

| 目標指標 | 2017年度 | 2020年度 |
|-------------------------|--------|---------|
| 認知症サポート医養成者数 (累計) ※1 | 60人 | 100人 ※2 |

※1 2006年度からの累計値。認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の数値目標改訂を踏まえ、本市の数値目標についても上方修正する。

※2 2017年度末の見込値から加えて、毎年度概ね13人の養成を目標とする。

| 目標指標 | 2017年度（1月末） | 2020年度 |
|-------------------------|-------------|-------------|
| 認知症サポーター養成者数 (累計) ※1 | 102,081人 | 144,000人 ※2 |

※1 2006年度からの累計値。認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の数値目標改訂を踏まえ、本市の数値目標についても上方修正する。

※2 2017年度末の見込値から加えて、毎年度概ね13,000人の養成を目標とする。

| 目標指標 | 2017年度 | 2020年度 |
|---------------------|--------|--------|
| 認知症初期集中支援チーム 設置数 | 3箇所 | 全市展開※ |

※ 2018年度以降できるだけ早期の全市展開を目指す。

《主要項目の解説》

認知症初期集中支援チームの設置など認知症の初期段階での対応

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図ります。

《取組方針》

- 京都市居住支援協議会における取組をはじめ、高齢者が安心して暮らせる住まい環境づくりを推進します。
- 「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護サービス基盤（特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護等）の充実など、必要な介護サービスの供給量の確保等を行います。
- 自立支援、介護予防の理念を踏まえた介護保険制度の仕組みを市民に理解いただけるよう普及・啓発を促進するとともに、給付の適正化に向けた取組を行います。
- 介護の仕事の魅力向上の取組等による担い手確保を進めるとともに、多様な担い手の活躍による介護専門職の中重度者支援への重点化を促進します。

1 安心して暮らせる住まい環境づくりの推進

《主な施策・事業》

- 京都市居住支援協議会における高齢者すまい・生活支援事業の実施 《充実》
- 民間住宅に円滑に入居するための支援（高齢者の入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」登録制度の普及促進等）
- 多様な住まいについての情報提供
- 安心して暮らし続けるためのバリアフリー化改修支援
- 専門家による高齢者の状態に応じた住宅リフォーム等への支援
- 長寿すこやかセンターによる福祉用具に関する相談の実施
- 地域の支え合いでは実施が困難な日常生活に関する課題に対応する施策の検討（家財整理等）《新規》〈再掲〉
- ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施
- 防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発
- 民間団体と連携した防火・防災対策
- サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対する適切なサービス提供のための指導
- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営や取組等への支援

2 介護サービス等の充実

《主な施策・事業》

（1）介護サービスの充実

- 「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等）の充実
- 中重度者の在宅生活を支えるサービス（（看護）小規模多機能型居宅介護等）への担い手の誘導に向けた、地域密着型通所介護（小規模デイサービス）の供給量を調整する仕組みの導入 《新規》

- 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携など、地域に開かれた施設運営の推進
- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスが受けやすくなる共生型サービスの設置《新規》
- 在宅生活が困難な中重度者を支える施設としての特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と在宅復帰・在宅療養を支援する施設としての介護老人保健施設の充実
- 用地確保の困難化に対応した新たな特別養護老人ホームの整備促進策の推進（市街化調整区域における整備，地域密着型特養のユニット定員の緩和）
- 特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進
- 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用
- できるだけ在宅での暮らしが継続できるように定期巡回・随時対応型訪問介護看護，（看護）小規模多機能型居宅介護等の24時間対応型の在宅サービスの設置を促進
- 介護療養型医療施設の転換支援
- 地域分析に基づく必要な介護サービス量の見込みの検討及びサービス供給量の確保

【数値目標】主な施設・居住系サービスの整備等目標数 (人分)

| 目標指標 | 2017年度 (見込み) | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------------------------|-----------------|--------|--------|--------|
| 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) | 6, 107 | 6, 296 | 6, 532 | 6, 717 |
| 認知症高齢者グループ ホーム(認知症対応型共 同生活介護) | 2, 247 | 2, 310 | 2, 373 | 2, 445 |
| 介護専用型特定施設 | 1, 599 | 1, 808 | 2, 016 | 2, 224 |

《主要項目の解説》

「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設），認知症対応型共同生活介護，（地域密着型）特定施設入居者生活介護，小規模多機能型居宅介護等）の充実

政府は「一億総活躍社会」に向けた「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）において、実現すべき目的である「新三本の矢」のうち、「安心につながる社会保障」の取組として「介護離職ゼロ（仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくす）」の実現を推進するとしています。同プランにおいては、2020年代初頭までに全国で約12万人分のサービス基盤を上乗せ整備することとされ、本市においても、26ページの整備等目標数において必要量を見込んでいます。

(2) 介護保険事業の円滑な運営

- 自立支援、介護予防の理念を踏まえた介護保険制度の仕組みに対する市民の理解の促進《充実》
- 認定調査員による認定調査と認定審査会における要支援・要介護認定の適正な実施
- 多職種連携によるケアマネジメント支援の充実《充実》〈再掲〉
- 介護サービス事業者の適正な指定、指導監督の実施
- 地域において開催される介護サービス事業者、高齢サポート、居宅介護支援事業所その他関係機関が参画する会議を通じた連携の促進
- 給付適正化事業（介護保険給付費明細通知の送付、医療情報との突合・給付実績の縦覧点検等）の実施
- 介護サービスの普及・啓発の推進
- 介護保険料の確実な徴収
- 低所得者に対する介護保険料や利用料等に係る支援

【数値目標】

| 目標指標 | 2017年度（9月末） | 2020年度 |
|--------------------------------------|-------------|--------|
| 指定市町村事務受託法人の認定調査員に占める認定調査員現任研修修了者の比率 | 53% | 70%* |

※ 指定市町村事務受託法人に所属する認定調査員の現任研修修了者の2017年度における比率は、法人によって40%台から70%台までばらつきがあることから、第7期中は、全体的な底上げを図るため、全法人が70%を超えることを目指す。

(3) 保健福祉サービスの充実

- あんしんネット119（緊急通報システム）等の在宅福祉サービスの推進
- 高齢外国籍市民への支援
- 介護のための離職をせずに働き続けられる環境づくり（介護休業・介護休暇等を利用しやすい職場づくり、仕事と介護の両立に関する情報提供等）《新規》
- ダブルケアなどの複合的な課題を抱えた方も含めた家族介護者支援の推進
- 福祉避難所の設置促進

3 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成

《主な施策・事業》

(1) 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成

- 京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保の取組の検討（法人を超えた人事交流、ICT・介護ロボットの普及促進、高齢者が働き続けられる仕組みづくり、外国人労働者の受入れ等）《新規》
- 介護職場の魅力発信に係る取組や、京都府、大学等との連携による福祉の担い手確保の推進
- 「京（みやこ）福祉の研修情報ネット」の運用によるだれもが受講しやすい研修の受講環境の構築と、潜在的有資格者の掘り起こし
- 地域包括ケアを担う介護・福祉職員の段階的キャリアアップのための研修の実施

《主要項目の解説》

京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保の取組の検討（法人を超えた人事交流、ICT・介護ロボットの普及促進、高齢者が働き続けられる仕組みづくり、外国人労働者の受入れ等）

担い手確保に向け、例えば、介護技術の相互研鑽、法人を超えた人的ネットワークの構築等に資する人事交流、従事者の負担軽減に資するICT・介護ロボットの導入、希望に応じた定年延長等による高齢者が働き続けられる仕組みづくり、外国人労働者の受入れ体制整備等の取組について、関係団体と連携して検討を進めます。

（２）介護サービスの質的向上

- 事業者への助言や施設内外での研修の計画的な実施の促進など事業所におけるサービスの質の向上への支援
- 介護サービス従事者に対する認知症ケア技術の向上研修をはじめとした各種研修の実施
- リハビリテーション専門職等による自立支援に向けたサービス事業者への技術支援《新規》
- 施設・事業所における虐待の防止の徹底
- 介護福祉士等によるたん吸引等の実施のための取組支援
- 介護サービスに関する苦情・相談への的確な対応
- 介護相談員派遣事業の充実
- 介護サービス事業者に関する第三者評価の推進



《取組方針》

- 医療と介護をはじめとする多職種の地域ケア会議への参画による多職種協働を推進します。
- 高齢者人口の増加等に対応した高齢サポートの運営体制を強化します。
- 在宅医療・介護連携支援センターの活動を通じて在宅医療・介護連携を推進します。

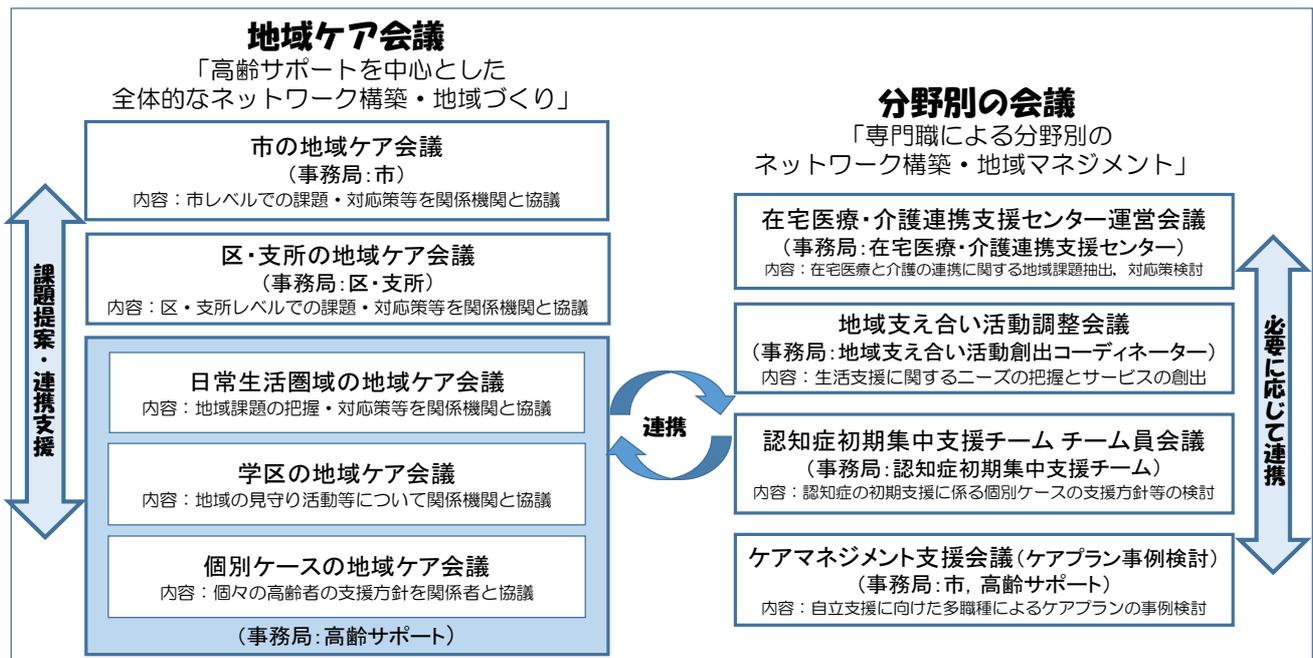
1 地域での支援ネットワークの強化

《主な施策・事業》

(1) 地域ケア会議の充実

- 市域、区域、日常生活圏域、学区域、個別の各層における地域ケア会議の推進
- 医療と介護をはじめとする多職種の地域ケア会議への参画による多職種協働の推進
- 地域支え合い活動調整会議との連携
- 認知症高齢者への対応や生活支援サービスなどに関する地域課題の把握と対応

■ 地域での支援ネットワークの強化に向けた取組



(2) 高齢サポートの機能の充実

- 高齢サポートの機能の充実及び運営の質の維持・向上
- 高齢や障害等の複合化したニーズへの相談対応, 関係機関との連携強化に向けた, 障害者施策等に関する研修会や情報交換等の実施
- 高齢者人口の増加等に対応した高齢サポートの運営体制の強化
- 高齢サポートの情報発信の推進
- 高齢サポートの適切な運営及び評価の実施

【数値目標】

| 目標指標 | 2017年度 | 2020年度 |
|-------------------|--------|--------|
| 高齢サポートを認知している人の割合 | 54.2%※ | 上昇 |

※ 2016年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

2 医療と介護の連携強化

《主な施策・事業》

- 在宅医療・介護連携支援センターの活動を通じた在宅医療・介護連携の推進《充実》
- 医療と介護をはじめとする多職種の地域ケア会議への参画による多職種協働の推進<再掲>
- 看取り対策を含む在宅療養支援の推進
- 在宅療養あんしん病院登録システムの推進
- 認知症医療体制の整備《充実》<再掲>
- 在宅医療に必要な訪問系サービスをはじめとした介護サービス等の供給量の見込みの検討と必要なサービス供給量の確保《新規》

【数値目標】

| 目標指標 | 2017年度 | 2020年度 |
|--------------------|--------|--------|
| 在宅医療・介護連携支援センター設置数 | 2箇所 | 全市展開※ |

※ 2018年度以降できるだけ早期の全市展開を目指す。

コラム

在宅医療・介護連携支援センターとは？

在宅医療・介護連携支援センター

○コーディネーターとして、在宅医療・介護等の経験・知識を有する専門職等を配置

主に個別後方支援

地域の在宅医療・介護連携促進

①センター運営会議（課題の抽出・対応策の検討など）

- ・ 地域の関係機関と定期的に情報共有・検討し、顔の見える関係の構築
- ・ 関係機関との協働による下記センター業務の推進

②地域の医療・介護資源の把握
資源の有無だけでなく、提供できるサービス内容の把握

③在宅医療・介護連携に関する相談支援
資源の情報提供、サービス調整・退院調整等、現場の相談への個別後方支援

④医療・介護関係者の研修
在宅医療・介護連携に関する関係者の質の向上

⑤地域住民への普及啓発
在宅療養に関する理解促進

⑥切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
センター業務等を通じて抽出された地域課題の対応策を検討

⑦医療・介護関係者の情報共有の支援
情報共有ツールの検証・活用促進等

地域の在宅医療・介護関係機関
支援・環境整備

「在宅医療・介護連携支援センター」では、医療・介護関係者からの在宅療養に関する相談支援に対応するとともに、地域資源の把握、在宅医療・介護関係者の連携、専門職向け研修、市民に対する普及啓発等の取組を行うことにより、医療・介護をはじめとする多職種の連携による在宅療養者の円滑な支援を実施する取組を推進します。

1 介護サービス量の推計

(1) 第1号被保険者数の推計

2020年度までの各年度及び2025年度における第1号被保険者数について、住民基本台帳人口の推移から推計を行いました。

その結果、第1号被保険者数は、2020年度には393,893人、2025年度には388,906人となる見込みです。

■ 第1号被保険者数の推計

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2025年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 第1号被保険者数 | 393,002人 | 393,653人 | 393,893人 | 388,906人 |
| 65～74歳 | 191,335人 | 186,441人 | 186,049人 | 149,056人 |
| 75歳以上 | 201,667人 | 207,212人 | 207,844人 | 239,850人 |
| 75歳以上比率 | 51.3% | 52.6% | 52.8% | 61.7% |

※ 第1号被保険者数は住民基本台帳人口から推計するため、第2章1の65歳以上人口（2ページ）と一致しない。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

2020年度までの各年度及び2025年度における要支援・要介護認定者数について、第6期プラン計画期間中の認定率の動向をもとに、次の表のとおり推計しました。

その結果、要支援・要介護認定者数は、2020年度には92,048人、2025年度には102,041人となる見込みです。

また、第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合である認定率は、2020年度には23.00%、2025年度には25.85%となる見込みです。

■ 要支援・要介護認定者数及び認定率の推計 (人)

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2025年度 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|
| 第1号被保険者数 | 393,002 | 393,653 | 393,893 | 388,906 |
| 認定者数 | 88,254 | 90,342 | 92,048 | 102,041 |
| 要支援1 | 10,494 | 10,701 | 10,850 | 11,811 |
| 要支援2 | 13,316 | 13,595 | 13,815 | 15,218 |
| 要介護1 | 15,475 | 15,819 | 16,100 | 17,769 |
| 要介護2 | 18,650 | 19,083 | 19,451 | 21,505 |
| 要介護3 | 12,766 | 13,123 | 13,420 | 15,034 |
| 要介護4 | 9,986 | 10,266 | 10,503 | 11,872 |
| 要介護5 | 7,567 | 7,755 | 7,909 | 8,832 |
| うち、 第1号被保険者数 | 86,840 | 88,900 | 90,582 | 100,526 |
| 認定率(%) | 22.10 | 22.58 | 23.00 | 25.85 |

(3) 施設・居住系サービスの利用者数の推計及び整備等目標数の設定

2020年度までの各年度における施設・居住系の各サービスの利用者数について、第6期プランまでの推計方法の基本的な考え方を踏襲しつつ、すこやかアンケート等の調査結果等を考慮し、次の表のとおり推計を行いました。

この結果、施設・居住系サービスの利用者数の合計は、2020年度には17,768人となる見込みです。

■ 施設・居住系サービスの利用者数の推計 (人)

| | サービス種別 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------|-----------------------------------|--------|--------|--------|
| 施設サービス | ① 介護老人福祉施設 | 6,215 | 6,385 | 6,526 |
| | ② 介護老人保健施設 | 4,047 | 4,147 | 4,232 |
| | (うち介護老人保健施設(従来型)) | 3,918 | 4,018 | 4,103 |
| | (うち介護療養型老人保健施設) | 129 | 129 | 129 |
| | ③ 介護療養型医療施設 | 1,924 | 1,924 | 1,924 |
| | ④ 介護医療院 | 110 | 110 | 110 |
| | 小計 (①～④) | 12,296 | 12,566 | 12,792 |
| 居住系サービス | ⑤ 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) | 2,199 | 2,254 | 2,301 |
| | ⑥ 特定施設入居者生活介護 (介護専用型特定施設) | 1,694 | 1,735 | 1,769 |
| | ⑦ 特定施設入居者生活介護 (混合型特定施設) | 906 | 906 | 906 |
| | 小計 (⑤～⑦) | 4,799 | 4,895 | 4,976 |
| 合計 | | 17,095 | 17,461 | 17,768 |

整備等目標数については、サービス種別ごとに、推計を行った利用者が利用可能となるよう、必要量を見込むとともに、一部サービスは「介護離職ゼロ」の実現に向けた必要量を上乗せして設定しています。

■ 施設・居住系サービスの整備等目標数 (人分)

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|
| ①介護老人福祉施設 | 6,296 | 6,532 | 6,717 |
| ②介護老人保健施設 | 4,371 | 4,371 | 4,371 |
| (うち介護老人保健施設(従来型)) | (4,212) | (4,212) | (4,212) |
| (うち介護療養型老人保健施設) | (159) | (159) | (159) |
| ③介護療養型医療施設 | 2,394 | 2,394 | 2,394 |
| ④介護医療院 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤認知症高齢者グループホーム | 2,310 | 2,373 | 2,445 |
| ⑥介護専用型特定施設 | 1,808 | 2,016 | 2,224 |
| ⑦混合型特定施設 | 1,581 | 1,581 | 1,581 |

※ 医療保険適用の療養病床(医療療養病床)及び介護療養型医療施設が介護保険施設等へ転換する場合の増加分は含まない。また、介護療養型老人保健施設が介護医療院に転換する場合の増加分も含まない。

■ 「介護離職ゼロ」の実現に向けたサービス必要量（再掲） （人分）

| | 第7期計画期間(2018～2020年度)中 | |
|----------------|-----------------------|--------|
| | うち「介護離職ゼロ」分 | 整備等目標数 |
| ①介護老人福祉施設 | 191 | 610 |
| ⑤認知症高齢者グループホーム | 144 | 198 |
| ⑥介護専用型特定施設 | 455 | 625 |

(4) 居宅系サービスの利用量の推計

居宅系サービスの利用対象者数は、要支援・要介護認定者数から、施設サービス利用者数及び居住系サービス利用者数を差し引いた数値としています。

■ 居宅系サービス利用対象者数の見込み （人）

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-----------------------------|--------|--------|--------|
| ①要支援・要介護認定者数 | 88,254 | 90,342 | 92,048 |
| ②施設サービス利用者数 | 12,296 | 12,566 | 12,792 |
| ③居住系サービス利用者数 | 4,799 | 4,895 | 4,976 |
| ④居宅系サービス利用対象者数 【①－(②+③)】 | 71,159 | 72,881 | 74,280 |

各居宅系サービスの利用量について、基本的には、2018年度以降の各サービスの利用割合（推計）を実績から算出し、それらを利用対象者数に乗じて、28ページの表のとおり推計しました。

なお、改正介護保険法（2018年4月施行）において、一定の条件に該当する場合に事業所指定を拒否できるサービスに、「地域密着型通所介護」が追加されることを受け、本市でもこの指定拒否の仕組みを導入することにより、中重度者の在宅生活を支えるサービスへの担い手の誘導を図り、地域包括ケアを推進するうえで大きな役割が期待される「小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」の一層の普及を進めることを前提として、利用者数の推計を行っています。

■ 各居宅系サービスの利用量（推計）

| | | | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------------|-----------------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 介護給付 | 居宅サービス | 訪問介護 | 3,525,450回 | 3,559,412回 | 3,564,776回 |
| | | 訪問入浴介護 | 56,617回 | 57,180回 | 57,428回 |
| | | 訪問看護 | 719,132回 | 807,072回 | 893,070回 |
| | | 訪問リハビリテーション | 334,372回 | 343,954回 | 353,620回 |
| | | 居宅療養管理指導 | 139,548人 | 153,240人 | 166,596人 |
| | | 通所介護 | 1,705,670回 | 1,754,821回 | 1,793,711回 |
| | | 通所リハビリテーション | 462,916回 | 466,378回 | 468,185回 |
| | | 短期入所生活介護 | 377,048日 | 388,049日 | 392,761日 |
| | | 短期入所療養介護 | 73,433日 | 74,338日 | 75,856日 |
| | | 福祉用具貸与 | 316,464人 | 323,748人 | 328,836人 |
| | | 特定福祉用具販売 | 6,024人 | 6,420人 | 6,552人 |
| | | 住宅改修 | 4,428人 | 4,524人 | 4,644人 |
| | | 居宅介護支援 | 466,752人 | 487,140人 | 505,416人 |
| | | 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 7,680人 | 8,748人 |
| 夜間対応型訪問介護 | 14,304人 | | 15,612人 | 17,100人 | |
| 認知症対応型通所介護 | 69,635回 | | 71,068回 | 72,011回 | |
| 小規模多機能型居宅介護 | 18,600人 | | 20,088人 | 21,528人 | |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 1,416人 | | 1,524人 | 1,632人 | |
| 地域密着型通所介護 | 366,065回 | | 390,619回 | 413,752回 | |
| 予防給付 | 介護予防サービス | 介護予防訪問入浴介護 | 26回 | 26回 | 26回 |
| | | 介護予防訪問看護 | 53,563回 | 63,886回 | 76,238回 |
| | | 介護予防訪問リハビリテーション | 28,376回 | 32,669回 | 35,285回 |
| | | 介護予防居宅療養管理指導 | 5,700人 | 6,408人 | 7,212人 |
| | | 介護予防通所リハビリテーション | 11,832人 | 12,912人 | 13,956人 |
| | | 介護予防短期入所生活介護 | 2,749日 | 2,885日 | 2,950日 |
| | | 介護予防短期入所療養介護 | 168日 | 187日 | 204日 |
| | | 介護予防福祉用具貸与 | 72,528人 | 74,028人 | 75,180人 |
| | | 特定介護予防福祉用具販売 | 2,436人 | 2,484人 | 2,520人 |
| | | 介護予防住宅改修 | 2,976人 | 3,168人 | 3,204人 |
| | | 介護予防支援 | 131,520人 | 134,208人 | 136,284人 |
| 地域密着型介護予防サービス | 介護予防認知症対応型通所介護 | 154回 | 154回 | 154回 | |
| | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 852人 | 876人 | 924人 | |

※1 1年間の利用量

※2 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、2017年度中に予防給付から地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行

2 保険給付費の見込み

各年度の保険給付費については、施設サービス、居宅系サービス、地域密着型サービスについて、1回（1日、1人）当たりの給付費を各サービスの利用量見込みに乗じて算定しました。

各サービスの1回（1日、1人）当たりの給付費は、これまでの実績を考慮して算出し、2018年4月の介護報酬の改定を踏まえて見込んでいます。

① 保険給付費の見込み （百万円）

| | | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 合計 |
|--------------|------|---------|---------|---------|---------|
| 施設サービス | | 39,487 | 40,681 | 41,666 | 121,834 |
| 居宅系サービス | 介護給付 | 57,477 | 59,948 | 62,149 | 179,574 |
| | 予防給付 | 2,191 | 2,354 | 2,506 | 7,051 |
| 地域密着型サービス | 介護給付 | 19,928 | 21,421 | 22,885 | 64,234 |
| | 予防給付 | 59 | 61 | 71 | 191 |
| 高額介護サービス費等 ※ | | 8,091 | 8,472 | 8,851 | 25,414 |
| 審査支払手数料 | | 142 | 149 | 155 | 446 |
| 合計 | | 127,375 | 133,086 | 138,283 | 398,744 |

※ 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び特定入所者介護サービス費の合計

② 保険給付費の財源構成

■ 負担割合 （%）

| | 国 | 国（調整交付金） | 都道府県 | 市町村 | 第1号保険料 | 第2号保険料 |
|-------|--------|----------|--------|------|--------|--------|
| 保険給付費 | 20.0 ※ | 約5.0 | 12.5 ※ | 12.5 | 約23.0 | 27.0 |

※ 施設サービス費については、国 15%、都道府県 17.5%

■ 財源内訳 （百万円）

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 合計 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 第1号保険料 | 26,691 | 27,742 | 28,942 | 83,375 |
| 第2号保険料 | 34,391 | 35,933 | 37,337 | 107,661 |
| 京都市負担金 | 15,922 | 16,636 | 17,285 | 49,843 |
| 京都府負担金 | 18,326 | 19,110 | 19,819 | 57,255 |
| 国負担金 | 30,803 | 32,421 | 33,655 | 96,879 |
| その他繰入金 ※ | 1,242 | 1,244 | 1,245 | 3,731 |
| 合計 | 127,375 | 133,086 | 138,283 | 398,744 |

※ 低所得者保険料軽減繰入金及び介護給付費準備基金繰入金の合計。このうち低所得者保険料軽減繰入金については、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げによる財源を活用して更なる軽減措置が実施される予定だが、現時点で具体的な内容が未定であるため、繰入金の増加見込み分は反映していない。

3 地域支援事業の事業量及び事業費の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業量の見込み

各年度における総合事業の種類ごとの事業量について、第6期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、地域のニーズや資源等の地域の実情を踏まえ、以下のとおり見込みました。

① 介護予防・生活支援サービス事業 (人)

| サービス種別 | | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| 訪問型サービス | 介護型ヘルプサービス | 4,011 | 3,800 | 3,519 |
| | 生活支援型ヘルプサービス | 2,533 | 2,322 | 2,111 |
| | 支え合い型ヘルプサービス | 493 | 915 | 1,407 |
| 通所型サービス | 介護予防型デイサービス | 7,251 | 7,274 | 7,273 |
| | 短時間型デイサービス | 564 | 856 | 1,182 |
| | 短期集中運動型デイサービス | 242 | 428 | 636 |
| 介護予防ケアマネジメント | | 9,502 | 9,749 | 10,002 |

② 一般介護予防事業 (箇所)

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 通いの場の箇所数 | 870 | 910 | 950 |

(2) 包括的支援事業及び任意事業における事業量の見込み

被保険者の自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等に要する費用の適正化等に向け、主に以下の事業を実施します。事業量については、第6期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、以下のとおり見込みました。

① 在宅医療・介護連携推進事業 (箇所)

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|
| 在宅医療・介護連携支援センターの設置数 | 5 | 全市展開 | 全市展開 |

② 生活支援体制整備事業

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|
| 地域支え合い活動入門講座修了者数(累計) | 850人 | 1,000人 | 1,150人 |
| 地域支え合い活動調整会議実施回数(累計) | 378回 | 560回 | 742回 |

③ 認知症総合支援事業

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|------------------|----------|----------|----------|
| 認知症初期集中支援チーム設置数 | 6箇所 | 全市展開 | 全市展開 |
| 認知症サポート医養成者数(累計) | 73人 | 87人 | 100人 |
| 認知症サポーター養成者数(累計) | 118,000人 | 131,000人 | 144,000人 |

④ 介護給付等費用適正化事業

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 認定調査員現任研修受講者数 | 640人 | 640人 | 640人 |
| 委託先が実施する認定調査への同行回数 | 40回 | 40回 | 40回 |
| 点検を行ったケアプラン数 | 280件 | 280件 | 280件 |
| 医療情報の突合件数 | 14,150件 | 14,150件 | 14,150件 |
| 給付実績の縦覧点検件数 | 18,280件 | 18,280件 | 18,280件 |

(3) 地域支援事業費の見込み

① 事業費の見込み

地域支援事業に係るこれまでの実績を考慮して事業費を見込みました。介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業費は約154億8,000万円、包括的支援事業及び任意事業に係る事業費は約64億9,500万円となり、地域支援事業全体では約219億7,500万円となります。

(百万円)

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 合計 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 4,991 | 5,160 | 5,329 | 15,480 |
| 包括的支援事業及び任意事業 | 2,102 | 2,164 | 2,229 | 6,495 |
| 地域支援事業費 合計 | 7,093 | 7,324 | 7,558 | 21,975 |

② 財源構成

財源構成については、介護予防・日常生活支援総合事業は保険給付費と同じ構成となり、包括的支援事業及び任意事業は公費（国、都道府県、市町村）と第1号被保険者の保険料で構成されます。

■ 地域支援事業費の負担割合（予定）

(%)

| | 国 | 都道府県 | 市町村 | 第1号保険料 | 第2号保険料 |
|-----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 約25.0 | 12.5 | 12.5 | 約23.0 | 27.0 |
| 包括的支援事業及び任意事業 | 38.5 | 19.25 | 19.25 | 23.0 | — |

※ 介護予防・日常生活支援総合事業の国負担割合25%のうち5%相当分については、保険給付費と同様に調整交付金として交付される。

■ 地域支援事業費の財源内訳

(百万円)

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 合計 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第1号保険料 | 1,578 | 1,621 | 1,676 | 4,875 |
| 第2号保険料 | 1,348 | 1,393 | 1,439 | 4,180 |
| 京都市負担金 | 1,028 | 1,062 | 1,095 | 3,185 |
| 京都府負担金 | 1,028 | 1,062 | 1,095 | 3,185 |
| 国負担金 | 2,111 | 2,186 | 2,253 | 6,550 |
| 合計 | 7,093 | 7,324 | 7,558 | 21,975 |

【参考】第1号被保険者の介護保険料

1 保険料算定の仕組み

第1号被保険者の介護保険料（以下「保険料」という。）の基準額（月額）は、次の方法により算定します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 23\% \text{ ※1} \\ + \text{地域支援事業費} \times 23\% \\ + \text{京都府介護保険財政安定化基金拠出金} \text{ ※2} \\ - \text{介護給付費準備基金（積立金）取崩額} \end{array} \right) \div \text{補正後被保険者数} \div 12 \text{月} \text{ ※3}$$

※1 第1号被保険者の所得水準や高齢者の年齢区分の割合によって国の調整交付金が異なることから、第1号被保険者の負担割合は市町村ごとに異なります。標準的な市町村では23%となります。

※2 第7期における京都府介護保険財政安定化基金拠出金への拠出金は0円

※3 （各所得段階区分の第1号被保険者見込数×第7期における保険料率）の合計から得た人数

2 介護給付費準備基金（積立金）からの取崩し

第6期計画期間に積み立てた介護給付費準備基金（積立金）を取り崩し、第7期の保険料に充当することにより、保険料を引き下げます。

3 低所得者の負担抑制

第5期保険料より、第2段階の保険料率を国が設定する0.75から0.68まで本市独自で軽減し、低所得者の負担抑制を図っています。第7期においてもこの軽減を継続し、低所得者に配慮した保険料率設定とします。

また、保険料の本市独自減額制度も継続します。

4 公費投入による低所得者の保険料軽減

第6期保険料より、消費税率8%への引上げによる財源を活用して、給付費の5割の公費とは別枠で公費（国1/2、府1/4、市1/4）を投入し、低所得者の保険料軽減措置が実施されました。

第7期保険料についても、第6期に引き続き、2018年度において、第1段階の方への保険料率軽減（0.5から0.45）が実施されます。

なお、2019年度以降の保険料については、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げによる財源を活用して、更なる軽減措置が実施される予定ですが、具体的な内容については未定です。今後、国において、内容が確定次第、改めて見直しを行います。

5 所得指標の見直し

第7期より、介護保険料の算定に用いる合計所得金額について、制度改正を受け、「長期・短期譲渡所得がある場合は、特別控除額を控除した額」とします。

これらの結果、第7期計画期間の保険料基準額（月額）は、6,600円となります。また、所得段階区分別の保険料は、次の表のとおりとなります。

<第7期保険料(2018～2020年度)>

| 段階 | 対象者の所得金額等 | | 保険料率 (基準額×料率) | 保険料 (年額) | 保険料 (月額) | |
|-------|---|------------------|----------------------|----------------|---------------|---------|
| 第1段階 | ・本人が生活保護を受給している場合 ・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合 | | 0.45 | 35,640円 | 2,970円 | |
| | 本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合（本人が単身の場合を含む） | 80万円以下 | | | | |
| 第2段階 | 本人の前年中の課税年金収入額と前年の*合計所得金額から課税年金収入に係る所得を控除した額の合計額 | 80万円超 120万円以下 | 0.68 | 53,856円 | 4,488円 | |
| 第3段階 | | 120万円超 | 0.75 | 59,400円 | 4,950円 | |
| 第4段階 | | 80万円以下 | 0.9 | 71,280円 | 5,940円 | |
| 第5段階 | 本人が市民税非課税で世帯員の中に市民税（減免前）課税者がいる場合 | 80万円超 | 基準額 | 79,200円 | 6,600円 | |
| 第6段階 | 本人が市民税（減免前）課税の場合 | 本人の前年の*合計所得金額 | 125万円以下 | 1.1 | 87,120円 | 7,260円 |
| 第7段階 | | | 125万円超 190万円未満 | 1.35 | 106,920円 | 8,910円 |
| 第8段階 | | | 190万円以上 400万円未満 | 1.6 | 126,720円 | 10,560円 |
| 第9段階 | | | 400万円以上 700万円未満 | 1.85 | 146,520円 | 12,210円 |
| 第10段階 | | | 700万円以上 1,000万円未満 | 2.1 | 166,320円 | 13,860円 |
| 第11段階 | | | 1,000万円以上 | 2.35 | 186,120円 | 15,510円 |

※2018年度については、公費投入による第1段階の保険料軽減を継続する。

*合計所得金額については、長期・短期譲渡所得がある場合、特別控除額を控除した額とする。

2025年の本市の介護保険財政（見込み）

これまでの推計による2025年の要支援・要介護認定者数等をまとめると、以下のとおりです。

| | 2020年度 | 2025年度 |
|---------------|----------|-----------|
| 第1号被保険者数 | 393,893人 | 388,906人 |
| 要支援・要介護認定者数 | 92,048人 | 102,041人 |
| うち第1号被保険者数 | 90,582人 | 100,526人 |
| 認定率 | 23.00% | 25.85% |
| 保険給付費・地域支援事業費 | 1,458億円 | 1,650億円程度 |
| 保険料基準額(月額) | 6,600円 | 約8,700円 |

上記は自然推計で見込んでいますが、本市では、地域包括ケアシステムの深化・推進及び「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、健康づくり・介護予防の取組や医療・介護・生活支援サービス等の充実など、総合的に取り組むことにより、元気な高齢者が増加し、要支援・要介護認定者数の伸びが抑えられ、その結果として、保険給付費や保険料基準額が自然推計よりも抑えられることを目指します。

MEMO



A series of horizontal lines for writing, starting from the top of the page and extending to the bottom, with a margin at the top.

第7期京都市民長寿すこやかプラン

〔京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画(2018年度～2020年度)〕

2018年3月 発行:京都市

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

TEL : 075-213-5871 FAX : 075-213-5801

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

TEL : 075-222-3411 FAX : 075-222-3416

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4階



京都市印刷物第293236号